

「著作権の判例研究」掲載にあたり

～ IT 分野における著作権侵害の行為主体～

著作権委員会

副委員長 中野圭二

1. はじめに

近年、IT 分野における著作権侵害が大きな社会問題となっている。例えば、インターネットを利用したテレビ放送の録画・転送サービスにおいて、放送を受信し録画又は転送する者と、これを視聴する者が同一人となるようなサービスが提供されている。この場合に、放送を録画又は転送する行為の主体が、サービス利用者自身又はサービス提供者の何れかによって、著作権／著作隣接権侵害の結論に大きな影響を与える。

2. 行為主体が問題となった判例

クラブ・キャッツアイ事件（最高裁昭和 63 年 3 月 15 日判決）において、最高裁は、スナック経営者が、①客の歌唱行為を管理（管理性）し、②そこから営業上の利益を増大させることを意図（営利性）している点に着目して、客による歌唱も店の歌唱と同視できるとし、スナック経営者によるカラオケ装置等の提供行為を直接侵害行為と評価した（カラオケ法理）。その後、このカラオケ法理に基づいて、サービス提供者が著作権侵害の行為主体と認定されるケースが増えている。

3. 最近の裁判例

IT 分野における著作権侵害訴訟において、行為主体が争われた以下の 3 件の裁判例をもとに、どのような場合にサービス提供者が侵害行為の主体と認定されるのか、行為主体の判断基準について検討する。

	「選撮見録」事件	「まねき TV」事件	「MYUTA」事件
結論	侵害	非侵害	侵害
権利者	放送局	放送局	著作権管理団体
行為	集合住宅用録画機器販売	放送転送サービス	ストレージサービス
行為主体 (認定)	一 審：商品の設置者 控訴審：入居者及び販売会社	利用者	サービス提供者